

「ひょうご北摂魅力いっぱいフェア」に係る 公募型企画提案コンペ募集要領

1 趣旨

兵庫県阪神北地域ツーリズム振興協議会（以下「ツーリズム振興協議会」という。）では、地域特産品の販売や魅力ある観光情報の発信を行い、地域特産品の認識向上及び消費拡大を図るため、阪神北地域の市町（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）及び令和2年6月に日本遺産に認定された「伊丹諸白と灘の生一本」を通じて観光振興を図る阪神間日本遺産推進協議会と連携し、「ひょうご北摂魅力いっぱいフェア」を開催します。また、今後の阪神北地域への更なる誘客を目指し、阪神北地域に近接する大都市の一つである神戸市内のイベントスペース（デュオこうべ デュオドーム）を活用して実施します。

実施に際しては、民間事業者の自由な発想と企画を取り入れ、効率的かつ効果的な運営を確保するため、企画提案コンペを行うこととし、受託希望事業者を募集します。

2 コンペの概要

業務の内容については、別紙「ひょうご北摂魅力いっぱいフェア」業務委託仕様書のとおりとし、阪神北地域の特産物（農産物や加工品、スイーツ等）の販売を行うフェアの開設及びPR、期間中の運営（撤去含む）、更には、利用者アンケートの実施等について、予算の範囲内で委託事業により行うこととし、内容や手法等について提案を受ける。なお、使用可能イベントスペース全体（311㎡）のうち、一部（100㎡）を阪神間日本遺産推進協議会が使用し、ツーリズム振興協議会が残りを使用する。それを踏まえて、全体のレイアウトについて提案を受ける。

- ・主な観光資源のPR例
観光ポスター、パンフレット（ツーリズム振興協議会から提供）の配置等
- ・主な特産品の例

伊丹市	各種奈良漬、生ぼんず、ソースせんべい、酒粕カレー等
宝塚市	炭酸せんべい、宝塚はちみつ、宝塚スイーツ等
川西市	いちじく加工品、ジャム、キャラクターグッズ等
三田市	三田産黒豆加工品、三田スイーツ、牛肉加工品等
猪名川町	そばかりんとう、乾燥しいたけ、キャラクターグッズ等

※当日の調理・加工や試食・試飲は不可

【想定される提案例】

- (1) 販売促進につながる効果的なPR
 - ・ミニイベントの開催等（例：特産品購入者限定の抽選会の実施など）
- (2) フェアの開設・運営
 - ・特産品の多様性をPRできるような多品目の選定
 - ・魅力あるフェアの開設・観光情報の発信

- ・観光PRグッズ、特産品等の集荷、販売、経理監督及び出品指導
- ・来場者数及び売上内容の把握並びにツーリズム振興協議会への実施状況報告
- ・利用者アンケートの実施
- ・開催期間中のイベント保険の加入
- ・実施報告書の作成

3 実施時期及び場所

(1) 時期

令和4年1月9日（日）～10日（月・祝）

※営業時間は10：00～18：00を基本とする。

(2) 実施場所

デュオこうべ デュオドーム（神戸市中央区東川崎町1-2-3）

※上記については予定であり、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、開催を延期・中止する場合もある。

【参考】運営体制等（主な経費）の例

業 務	内 容
責任者、販売員等店舗運営・販売促進等に係る人件費	①マネージャーの配置（1名） 会場との調整、観光PRグッズ及び物販商品の選定・調整・収集・陳列等、販売促進、販売、経理等を総括する。 ②販売員（3名） 事前の販売研修期間も含め、販売等に従事する。
会場設営・撤去に係る経費及び備品リース代	(会場設営) ・会場装飾品のほか、机・椅子、レジスター、陳列用ラック、販売用ワゴン、販売PR用イーゼル、延長コード、連絡用携帯電話1台等 (感染症対策) ・飛沫感染防止の亚克力板、パーテーション、立ち位置表示用プレート等
その他販売に伴う必要物品	・紙袋、レジ袋、エアクッション、商品紹介・値札、その他事務用品（ボールペン、マーカー等の消耗品）等
観光情報の発信・販売促進のための広報	・集客に向けた各種広報媒体を活用したPR ・販売促進用PRチラシの作成・配布 ・商品の紹介表示等
観光PRグッズ及び物販商品の管理	・商品の選定（調整）・収集・搬入・陳列・管理 ・売上の管理及び業務報告
アンケートの実施	・アンケート（A4片面）の実施及び集計用務 想定サンプル数50部（各日25サンプル） ・アンケート回答者へのお礼品の準備（記念グッズ）

4 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 契約限度額（消費税及び地方消費税含む。）

6,000,000円

ただし、契約内容及び契約額については、コンペ実施・委託業者決定後、ツーリズム振興協議会との打ち合わせにより決定する。

(3) 契約保証金

兵庫県財務規則第100条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、保険会社と履行保証保険契約を締結し、その保険証原本をツーリズム振興協議会に提出する場合は、全部又は一部を免除する。

(4) 委託費の支払条件

原則、実績確認に基づく精算払いとするが、必要があると認めるときは、前金払いをすることができる。

(5) 委託金額の変更

事情の変化等により、委託契約の内容どおり事務執行できない場合は、ツーリズム振興協議会との協議の上で、事業計画を見直し、変更契約の締結を求める場合がある。それに伴い、契約金額を変更する場合があるので留意すること。

(6) 業務の適正な実施に関する事項

受託者は、受託者が行う委託業務については、一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることができない。ただし、委託業務が効率的に行う上で必要と思われる業務については、ツーリズム振興協議会と協議の上、委託業務の一部を再委託することができる。

受託者が本委託業務を行うにあたって、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等に基づき、適正に監理すること。

5 参加資格

(1) 事業を適切に遂行するに足る能力を有する法人または法人以外の団体等であること。なお、複数事業者による連合体「コンソーシアム」で提案する場合、そのいずれもが以下の要件に全て該当することとする。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を、本コンペ募集公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 提案する事業の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定、登録を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可又は指定、

登録を受けていること。

- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制する下にある者でないこと。
- (8) 国、県又は市町から出資、出えんを受けている団体でないこと。
- (9) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (10) その他、事業の実施にあたり、ツーリズム振興協議会との打合せ等に適切に対応できる体制が整っていること。

6 参加手続き

(1) 事務局の名称・所在地

兵庫県阪神北地域ツーリズム振興協議会

〒665-8567 兵庫県宝塚市旭町2-4-15

兵庫県宝塚総合庁舎2階 兵庫県阪神北県民局県民交流室地域振興課内

電話 (0797) 83-3156 FAX (0797) 86-4379

(2) 募集要領の配布

ア 配布期間

令和3年9月28日(火)から

イ 配布場所

上記(1)に同じ ※県HPからもダウンロード可

(3) 説明会

コンペに参加を希望する者は、原則として下記の説明会に参加すること。なお、説明会不参加により生じた不利益については責任を負いかねる。

ア 開催日時

令和3年10月5日(火)午後2時から

イ 開催場所

兵庫県宝塚総合庁舎 地下1階 第4会議室

(4) 参加表明書

ア 提出方法

事務局へ持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和3年9月28日(火)から10月15日(金)までの平日

(午前9時から午後5時まで。郵送の場合は上記期間必着とする。)

ウ 提出書類

(ア)～(オ)の様式を必要部数提出すること。なお、複数事業者による連合体「コンソーシアム」で提案する場合は、(カ)(キ)についても提出のこと。

(ア) 参加表明書【様式1】：1部

(イ) 県税(県内に事業所を有する事業者に限る。)、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証明する書類[納税証明書等](県の入札参加資格を有している場合は除く)：3部(原本1部、写し2部)

(ウ) 法人関係書類

法人登記簿謄本（写し可）及び直近の事業報告（貸借対照表及び損益計算書を含むもの）：各 3 部

(エ) 指名停止の状況【様式 2】：3 部

(オ) 類似業務受託実績【様式 3】：3 部

(カ) 共同事業体構成表【様式 4】：3 部

(キ) 共同事業体委任状【様式 5】：3 部（原本 1 部、写し 2 部）

エ 提出場所

上記(1)に同じ。

オ その他

複数事業者で共同提案する場合（コンソーシアム）は、全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同提案の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。なお、代表者は、「共同事業体構成表【様式 4】」を提出すること。

※代表者とならない提案者にあたっては、代表者へ本委託業務に関する応募及び契約締結に関する一切の権限を委任している旨が記載されている「共同事業体委任状【様式 5】」を提出すること。

(5) 質問及び回答

ア 質問方法

「質問書」【様式 6】により参加者が事務局へ持参または郵送等とする。

イ 受付期間

令和 3 年 9 月 28 日（火）から令和 3 年 10 月 8 日（金）までの平日（午前 9 時から午後 5 時まで。郵送の場合は上記期間必着とする。）

ウ 回答方法

令和 3 年 10 月 15 日（金）から 10 月 25 日（月）までの平日（午前 9 時～午後 5 時までの間に、閲覧方式により行う。）

エ 回答閲覧場所

上記(1)に同じ。

7 企画提案

(1) 企画提案申込書

ア 提出方法

参加者が事務局へ持参または郵送とする。

イ 受付期間

令和 3 年 10 月 6 日（水）から 10 月 22 日（金）までの平日（午前 9 時から午後 5 時まで。郵送の場合は上記期間必着とする。）

ウ 提出書類

(ア)～(オ)の様式を各 10 部提出することとする。なお、提出 10 部のうち、2 部のみ事務局用とし、社名を明記するとともに、残り 8 部については、審査の公平性を確保するため、社名の分かるものはロゴ等も含めて、一切記載しない

こと。

- (ア) 表紙【事務局用 2 部【様式 7】、委員用 8 部【様式 8】
- (イ) 企画提案書【様式 9】
- (ウ) 経費見積書【様式指定なし】
- (エ) スケジュール（業務計画書）【様式 10】
- (オ) その他、企画提案の補足資料等

エ 提出場所

上記 5 (1)に同じ。

(2) プレゼンテーションの実施

ア 予定日時

令和 3 年 11 月 2 日(火)(予定) ※参加対象者には別途指定時間を通知する。

イ 予定場所

兵庫県宝塚総合庁舎内会議室

8 当選者の選考、決定及び通知の方法

(1) 審査方法について

ア 第 1 次審査

書類審査

イ 最終審査

第 1 次審査を通過した事業者の中から、ひょうご北摂魅力いっぱいフェア業務委託に係る公募型企画提案コンペ審査委員会の選考結果に基づき、当選者を決定する。

(2) 審査基準

項目	内容
事業等の理解度	ひょうご北摂地域の魅力や業務内容への理解度など
事業の企画力	集客・販売促進につながる広報、観光情報や特産品の効果的な P R 方法、効率的な特産品の集荷・販売方法など
販売品目の多様性	特産品の多様性が P R できるような品目選定など
独創性・新規性	新たなアイデアや独創的な提案内容など
実現可能性	企画内容・スケジュール（業務計画）の実現可能性など
遂行能力	効果的・効率的な事業運営体制、ノウハウやこれまでの事業実績など

(3) 審査結果の通知

審査結果は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取り扱い

当選者は、「ひょうご北摂魅力いっぱいフェア業務委託契約」の契約予定者となる。

9 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 留意事項

- ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。
- イ 提出書類は、非公開とする。
- ウ 提出書類は、返却しない。
- エ 提出書類について、この書面及び別添の様式に適合しない場合は無効とすることがある。
- オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。
- カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(3) 参加に要する費用

本コンペに要する費用は、参加者の負担とする。